

クラウドサービスと個人情報保護

2011年10月7日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
情報政策委員会 国際活動WG
白川 幸博

JEITA

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目次

【Ⅰ】アジア クラウド動向

1. アジアにおけるクラウドの動向(シンガポールを中心に)
2. アジアにおけるデータセンタ設置の動向

【Ⅱ】クラウドサービスと個人情報保護

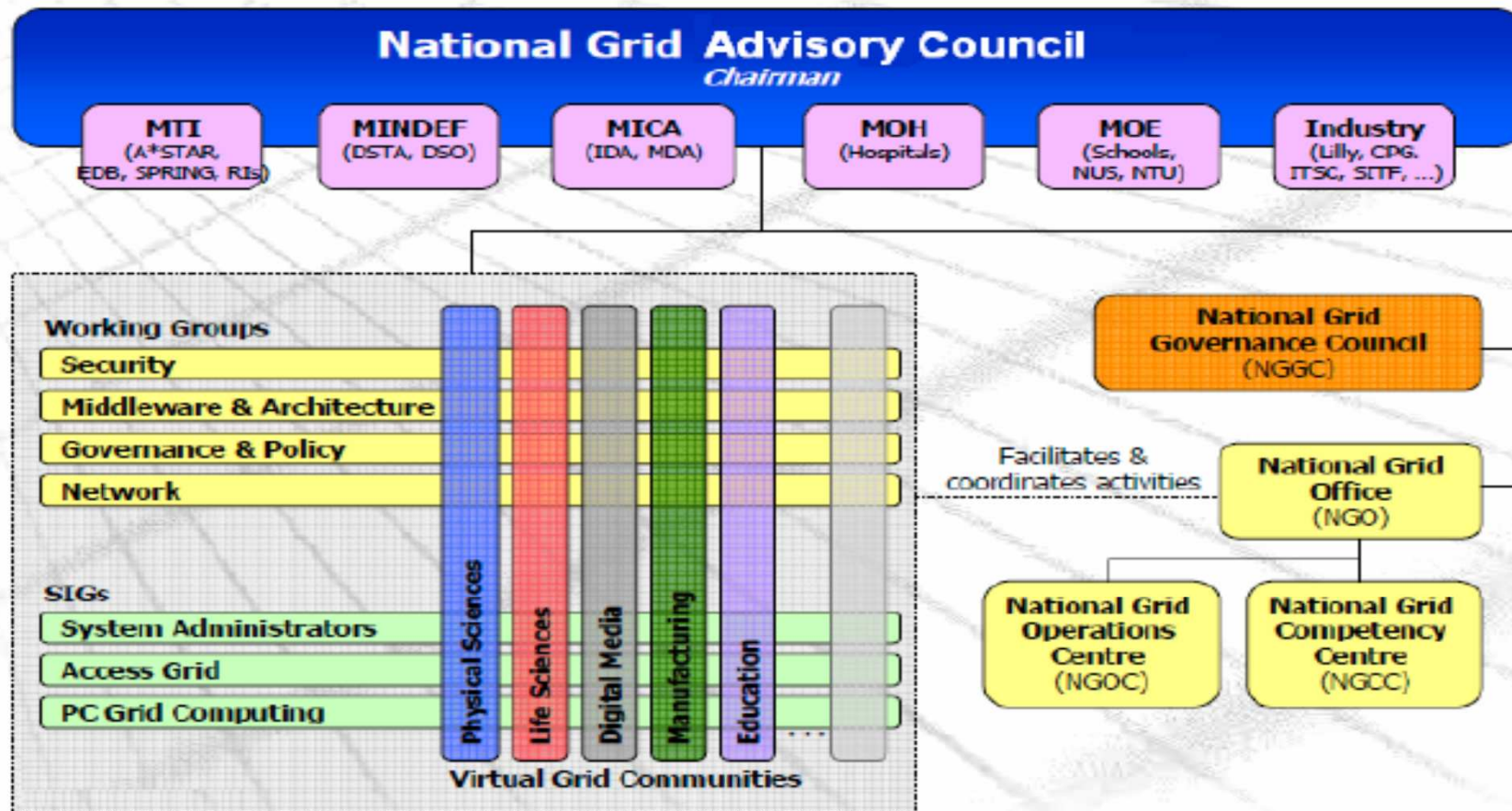
3. 個人情報保護の背景と動向
4. 国際機関／多国間の個人情報保護
5. EUデータ保護指令(個人データのEU域外移転に関し)
6. 個人情報保護制度の見直し動向
7. 情報通信産業界としての今後の対応

1. アジアにおけるクラウドの動向 (シンガポールを中心に)

1-1. アジアにおけるクラウドの動向(シンガポールを中心に) IDA/NGO(1)

- ◆ * NGOに、各省庁や業界から構成される「国家グリッド審議会 (NGAC)」を設置。
ークラウドコンピューティング利用による国家競争力の強化を図るー

* NGO: National Grid Office

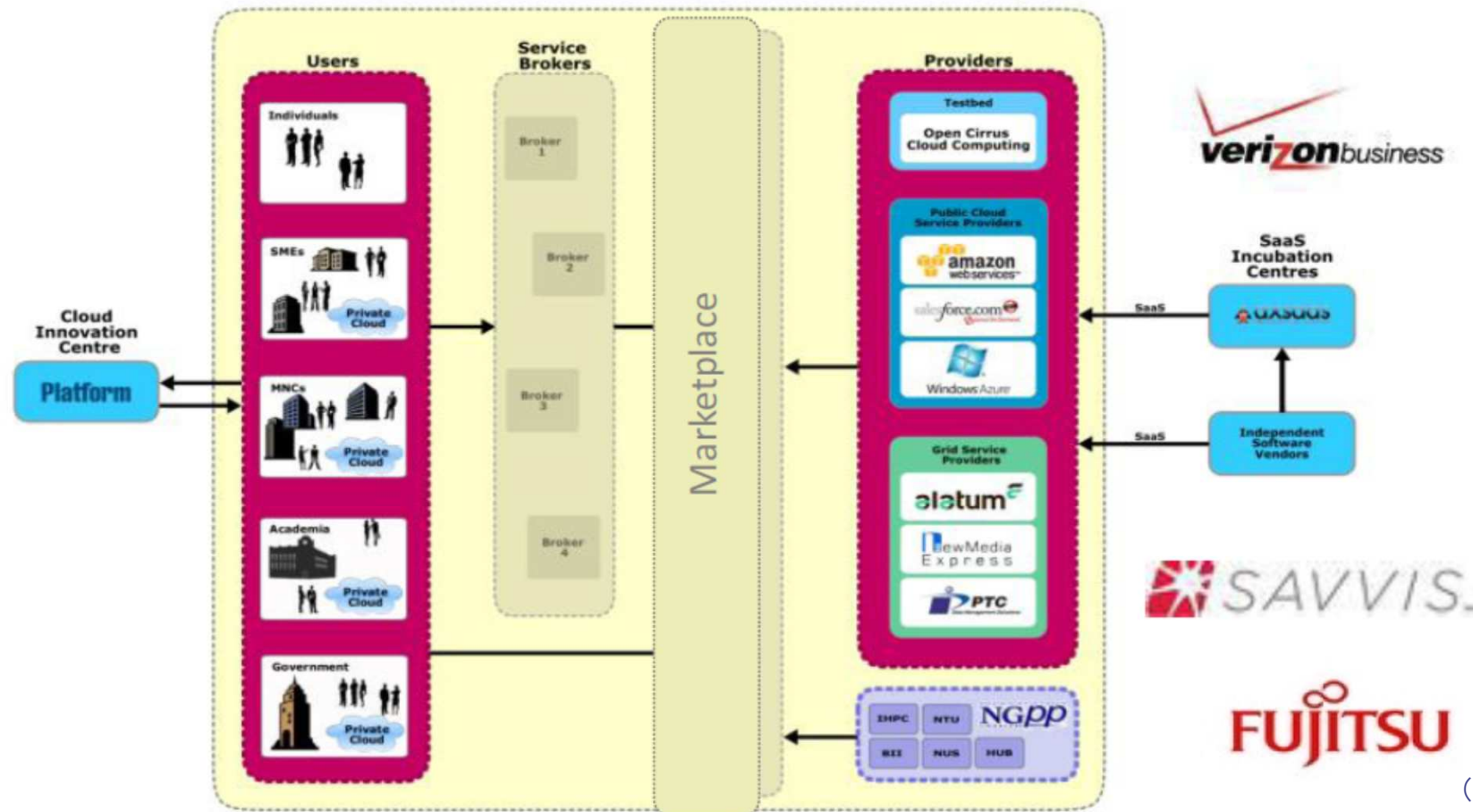


(出典: NGO 資料を一部加工)

1-2. アジアにおけるクラウドの動向(シンガポールを中心に) IDA/NGO(2)

◆ クラウド・エコシステムを通じた情報通信産業の活力と成長の増進。

Cloud Ecosystem



(出典: IDA)

2. アジアにおけるデータセンター設置の動向

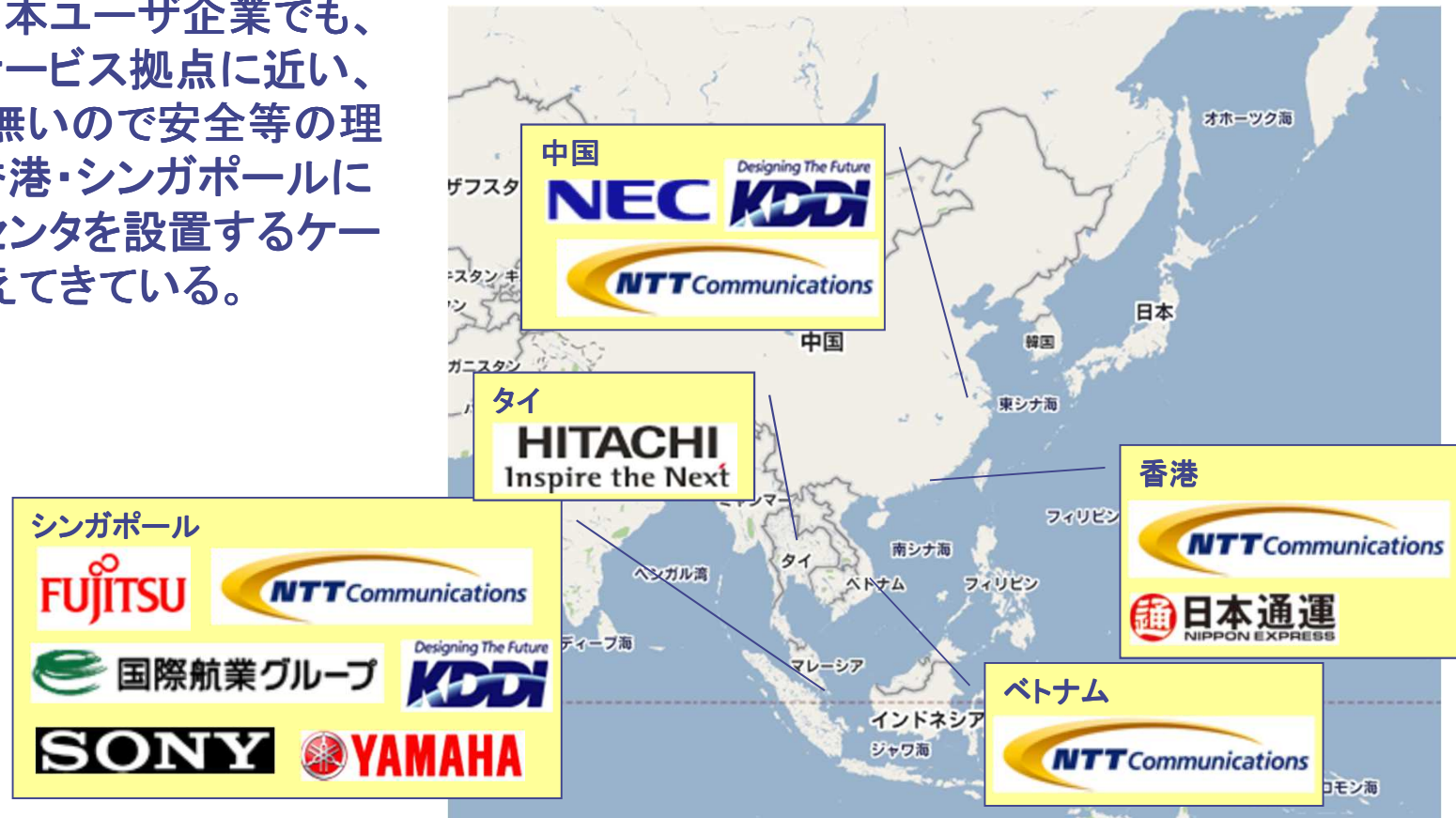
2-1. アジアにおけるデータセンタ設置の動向（海外ベンダ）

- ◆ 日本ユーザ企業に対するクラウドサービス品質向上のため、国内ベンダのみならずセールスフォースドットコム、アマゾンなどの競合海外ベンダも日本にデータセンタを設置予定である。
- ◆ しかし、アジア地域におけるビジネス・ITインフラの中心としては、地理的・コスト的要因（アジア有数の海底ケーブルの陸揚げ地でありアジア各国への距離が日本よりも近い、税制優遇等データセンタ設置・運営コストが日本よりも割安など）から、日本ではなく、香港、シンガポールを選定するベンダが多い。日本ベンダも、日系企業のITインフラ構築支援等のため、アジア地域に設置したデータセンタよりサービスを提供している。
- 各国IT投資を誘致＝シンガポールと香港＝クラウドのハブを競う
- アジア クラウド コンピューティング アソシエーション 設立



2-2. アジアにおけるデータセンタ設置の動向 (日本ベンダ・ユーザ企業の動向)

- ◆ 日本ベンダ企業も、アジア地域のビジネスの中心である香港・シンガポール、今後経済成長に伴い企業の進出が予想される新興国にデータセンタを設置する動きがある。
- ◆ また、日本ユーザ企業でも、製造・サービス拠点到に近い、地震が無いので安全等の理由で、香港・シンガポールにデータセンタを設置するケースが増えてきている。



3. 個人情報保護の背景と動向

3-1. グローバルなクラウドサービスの法的課題（データ外部保存の視点）

個人情報保護

（EUデータ保護指令 等）

政府によるデータ閲覧

（米国愛国者法 等）

外国為替及び外国貿易法

（戦略的物資・技術の輸出規制）

不当競争防止法

（営業秘密管理）

知的財産権や著作権保護

**各国に保存された
データベースに関する
裁判管轄権**

等々

3-2. 個人情報保護の背景と動向(1)

- 情報化社会の進展とともに、行政及び民間においても膨大な個人情報を容易に処理することが可能となり、プライバシー侵害の懸念が増大。

欧 州

- 1973年 スウェーデン「データ法(公・民)(1998年に新法)」
- 1977年 ドイツ「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律(公・民)(1990年に改正)」
- 1978年 フランス「データ処理・データファイル及び個人の自由に関する法律(公・民)」
- 1978年 デンマーク「公的機関／民間機関におけるデータファイルに関する法律(公／民)」

...

3-3. 個人情報保護の背景と動向(2)

米 国

- 包括的な個人情報保護法制は制定されていない。
- 個別法と自主規制を中心とした法的対応がとられており、各分野において多くの個別法が制定されている。

- 1974年 プライバシー法(公)

- 1970年 公正信用報告法(民)

- その他

- 医療保険の相互運用性及び説明責任に関する法律(HIPAA)
- 児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)
- 金融サービス近代化法(Gramm-Leach-Bliley Act) 等

3-4. 個人情報保護の背景と動向(3)

- 1970年代に、スウェーデン・アメリカ合衆国・ドイツ・フランスなどで個人情報保護しようとする法律が多く制定。

国際機関/多国間

- OECD（1980年）
プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（OECD8原則含む）
- EU（1995年）
個人データ処理に係る個人情報保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（EUデータ保護指令）
- APEC（2004年）
プライバシーフレームワーク

3-5. 個人情報保護の背景と動向(4)

●OECD8原則への対応や国内のIT社会の進展

日 本

●1988年:行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律

●1989年:民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン(通産省→民間部門へ)
1997年:同ガイドライン改正 ⇒ プライバシーマーク制度
(現在は、JIS Q 15001:2006基準)

●2003年:個人情報保護法

4. 国際機関／多国間の個人情報保護

4-1. OECD理事会勧告

- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」1980年

勧告の趣旨及び特記すべき内容

- 加盟国間の情報の自由な流通促進、及び、加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設回避
- OECD8原則
 - ①収集制限、②データ品質、③目的明確化、④利用制限、⑤安全保護、⑥公開、⑦個人参加、⑧責任

- 「プライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告」2007年



GPEN(Global Privacy Enforcement Network)設置 2010年
- クラウドコンピューティングデータの越境問題等検討の場

4-2. APEC プライバシーフレームワーク

●「APEC プライバシーフレームワーク」2004年

勧告の趣旨及び特記すべき内容


- 加盟21エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組みを促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くこと。
- 越境プライバシー・ルールの内容
 - ①自己査定、②適合性審査、③認証・受入、④紛争解決・執行
- パスファインダー・プロジェクト(2007年採択)の内容
 - ・APEC 域内にて、責任ある(accountable)越境プライバシールールを実践するため、同ルールに関して、①諸原則の確立、②協議・交渉手順の作成、③実践的な文書及び手続の作成、④実行可能な方法の検討、⑤教育及び地域との連携を図る。

4-3. EUデータ保護指令

- 「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（95/46/EC）」
1995年10月24日（EUデータ保護指令）

指令の趣旨及び特記すべき内容

- EU及びEEA加盟国に、個人データの処理に対する自然人の基本的
人権及び自由、特にプライバシー権の保護を要求
- そのうえで、加盟国間の個人データの自由な流通を促進

- 
- 第三国が個人情報に関する十分なレベルの保護を保証すると
認められない場合、個人データの移転は制限される。（第25条）
 - 日本は、**十分性を認められていない。**
 - 個人データ移転の制限には例外規定あり。（第26条）

4-4. 多国間における個人情報保護への取組み

日本の位置づけと課題

コミッショナー会議

〔オブザーバー参加ではなく
正式参加することが課題〕

OECD

プライバシー・ガイドライン
越境協力勧告／セキュリティ勧告等
〔勧告の履行／個別検討課題への対応
各種協議への能動的・積極的な関与〕

GPEN

(Global Privacy
Enforcement Network)

日本

EU

個人データ保護指令
電子通信プライバシー指令
データ保全指令

〔十分なレベルの保護基準への
適合判断を受けることが課題〕

プライバシー・フレームワーク
越境プライバシー規則(CBPR)
パスファインダー・プロジェクト

〔越境執行協力の体制の構築が課題〕

APEC

APPA

(Asia Pacific Privacy Authorities)

(出典:慶應義塾大学 総合政策部 新保准教授資料より)

5. EUデータ保護指令 (個人データのEU域外移転に関し)

5-1. EUデータ保護指令(個人データのEU域外移転に関し)

欧州委員会の十分性認定国

- スイス、カナダ、アルゼンチン、イスラエル、* 米国セーフハーバー・スキーム、ガーンジー、マン島、ジャージー(左記3つ: 英国王室属領)、フェロー諸島(デンマーク自治領)、オーストラリア(条件付)

* 米国セーフハーバースキーム

- ・ 米国商務省が中心となりセーフハーバー原則と呼ぶ自主規制を策定、EUとの交渉で認めさせた。
- ・ 企業が当該規制遵守を自己宣言し、米国商務省が認証、企業名を「セーフハーバーリスト」に公示。(2011年7月現在2716社)。違反企業は連邦取引委員会(FTC)が不公正取引として制裁。

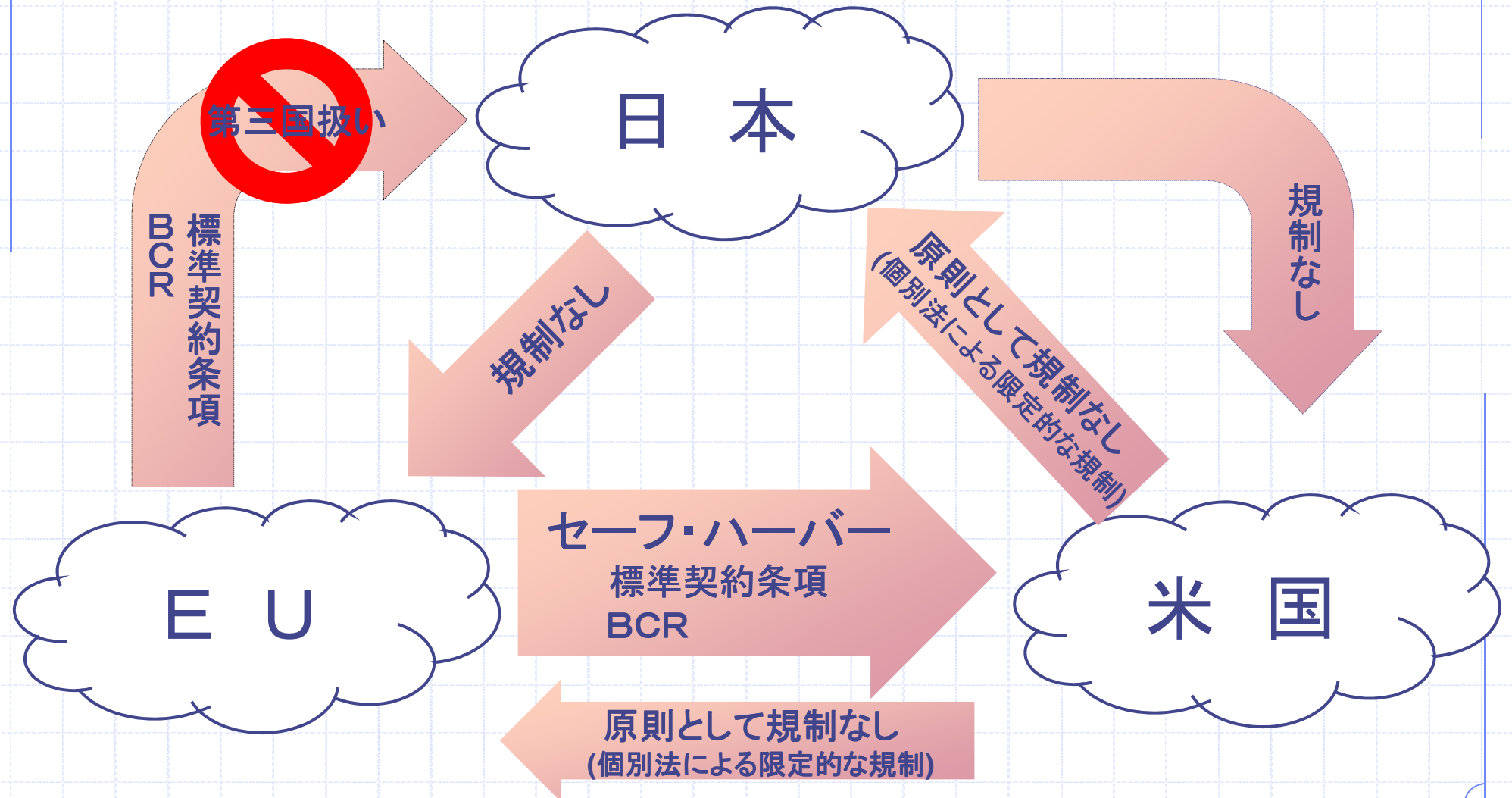
第26条 (第三国規定の例外)

- 保護内容が規定されている一定の標準契約書の締結など

5-2. EUデータ保護指令

EU域外への個人データの移転

(出典:慶應義塾大学 総合政策部
新保准教授資料より)



5-3. EUデータ保護指令(個人データのEU域外移転に関し)

欧州委員会の十分性認定について

- EU指令と日本の個人情報保護法との比較の視点で
(一橋大学 堀部名誉教授の書籍より)

日本の保護法は、

- 独立的な監督機関(第三者機関)に関する規定がない。
- 対象事業者(個人情報取扱事業者)の範囲が狭い。
- センシティブデータの取扱いに関する規定がない。
- 第三国への移転を禁じていない。 等

(出典:国際社会経済研究所資料より)

6. 個人情報保護制度の見直し動向

6-1. EUデータ保護指令改正

●2011年内に欧州委員会が改正案を提出予定

●個人の基本的な権利と自由(特にデータ保護の権利)の保護及び個人データの自由な流通促進の目的は当初から不変

主な改正の背景

急速な技術的進歩と
グローバル化
(SNSサイトやクラウドコンピューティング)

個人情報データ収集方法の
高度化
(3rdパーティクッキーや位置情報端末)

主なパブリックコンサルテーション

グローバル化への対処
(国際データ移転の改善)

個人データ保護に関する
EU域内市場の特質強化
(データ保護に関する法制度整合)

(出典:国際社会経済研究所資料に基づきJEITA作成)

6-2. EUデータ保護指令改正の方向性（指令改正の検討項目）

2010年11月4日
欧州委員会文書

「欧州委員会から
欧州議会、理事会、
経済社会委員会、
及び地域委員会
への伝達：
欧州連合における
個人データ保護に
関する包括的
アプローチ」

【目次】

1. 個人データ保護に対する新たな課題
2. 個人データ保護に関する包括的アプローチの主要な目的
 - 2.1 個人の権利の強化
 - 2.1.1 あらゆる環境における個人の適切な保護の確保
 - 2.1.2 データ主体に対する透明性の確保
 - 2.1.3 自己のデータに対するコントロールの向上
 - 2.1.4 意識向上
 - 2.1.5 情報に基づく自由な同意(informed and free consent)の確保
 - 2.1.6 センシティブ・データの保護
 - 2.1.7 救済及び制裁の一層の効率化
 - 2.2 域内市場特質の強化
 - 2.2.1 法的確実性の増進、及びデータ管理者への公平な競争の提供
 - 2.2.2 管理上の負担の軽減
 - 2.2.3 準拠法と加盟国の責任に関する規則の明確化
 - 2.2.4 データ管理者の責任の強化
 - 2.2.5 自主規制イニシアティブの奨励、及びEU認証制度の探求
 - 2.3 刑事事件における警察・司法協力分野のデータ保護規則の見直し
 - 2.4 データ保護のグローバルな特質
 - 2.4.1 国際データ移転のための規則の明確化と単純化
 - 2.4.2 ユニバーサルな諸原則の促進
 - 2.5 データ保護規則のよりよい執行のための制度整備の強化
3. 結論：将来の方向性

6-3. EUデータ保護指令改正の主要論点

- 2.1.3 自己のデータに対するコントロールの向上
 - データ最小化の原則強化や「忘れられる権利」の明確化等
- 2.2.3 準拠法と加盟国の責任に関する規則の明確化
 - 準拠法規定(EU指令第4条)見直し(データ管理者の地理的な位置に関わらずEU市民が保護されるようにする。)等
- 2.2.4 データ管理者の責任の強化
 - 特定ケースで、データ保護影響評価(=プライバシー影響評価)義務付け等
- 2.3 刑事事件における警察・司法協力分野のデータ保護規則見直し
 - 個人のデータ保護の権利(アクセス権や透明性の原則)に各国間で整合的な制限を設ける等
- 2.4.1 国際データ移転のための規則の明確化と単純化
 - 国際データ移転のための現行の手続き(標準契約条項やBCRを含む)を改善し簡素化
 - 「十分性認定」手続きの明確化、規準/要件の明示

(出典:国際社会経済研究所資料より)

6-4. プライバシー影響評価とは

(出典:国際社会経済研究所資料より)

- 「個人情報の収集を伴う情報システムの導入または改修にあたり、プライバシーへの影響を事前に評価し、問題回避または緩和のための運用的・技術的な変更を促す一連のプロセス」

—瀬戸・伊瀬・六川・新保・村上著『プライバシー影響評価PIAと個人情報保護』(中央経済社、2010年)より—

- 「社会保障・税番号大綱」との関係
→「情報保護評価」に該当

※「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日)

「第3 VI「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

12. 情報保護評価の実施

- (1)「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価(以下「情報保護評価」という。)を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じることとする。
- (2)行政機関及び関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を行政機関又は関係機関内で実施した上で、その結果をX I で後述する内閣総理大臣の下に置く、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会に報告し、その承認を受けるものとする。
- (3)X I の委員会は、行政機関及び関係機関(義務付け対象者)向けガイドライン、並びに地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者(非義務付け対象者)向けガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。
- (4)「(略)」

6-5. OECDプライバシーガイドライン改正への動向と検討

●ガイドライン30周年
(プライバシー保護と
個人データの国際
流通に関する)
記念報告書取り纏め

●プライバシーを巡る
状況に於て発生した
主要な変化・課題の
検討

1. OECDプライバシー・ガイドラインの発展とその影響
 - 1.1 コンピュータ処理の発展、プライバシー及び各国の法制度との関係
 - 1.2 OECDのアプローチ
 - 1.3 ガイドラインが各国の法制度にもたらした影響
2. 現在の個人情報処理の傾向
 - 2.1 技術的進歩に伴う問題
 - 2.2 国際的なデータ流通
 - 2.3 組織の活動の変化
 - 2.4 個人の活動の変化
3. 個人情報の取扱環境の変化に伴うプライバシー・リスク
 - 3.1 セキュリティ
 - 3.2 個人データの目的外利用
 - 3.3 監視
 - 3.4 信頼性
4. 既存のプライバシー保護の取組における検討課題
 - 4.1 プライバシー保護の範囲
 - 4.2 透明性の確保、利用目的及び同意の役割
 - 4.3 国及び地域におけるアプローチの多様性
5. プライバシー保護のための新たな取組(プライバシー・ガバナンス)
 - 5.1 データセキュリティのための立法
 - 5.2 情報管理/計画的なプライバシー保護
 - 5.3 説明責任の役割
 - 5.4 プライバシー法の執行権限を有する機関による越境協力
 - 5.5 民間団体等との協力

6-6. 個人情報保護法見直しの動き(1)

- 「平成22年3月30日 閣議決定の、消費者基本計画(平22～平26迄の5年間)において、個人情報保護法について、「法改正も視野に入れた問題点についての審議」を行うこととされている。
- 上記を受け、消費者委員会(個人情報保護専門調査会)で、今後の主な検討課題を抽出

総論：個人情報保護法制の全体構想

内閣府 消費者委員会 個人情報保護専門調査会
報告書 (平成23年7月)より抜粋

●いわゆる「過剰反応」の現状分析

- 個人については、**不安感や誤解のあらわれ**。自立的な倫理の啓発や事業者等が個人との間で**信頼関係を構築**するために求められる取組等の観点から検討。
- 事業者、行政機関又は地方公共団体等については、**本人の権利利益を保護する法の目的と健全な民主主義社会の存立に不可欠な公益性、公共性の観点から公にすべき情報の流通が両立**されるよう施策の方向性を検討する必要あり。

6-7. 個人情報保護法見直しの動き(2)

総論：個人情報保護法制の全体構想

内閣府 消費者委員会 個人情報保護専門調査会
報告書（平成23年7月）より抜粋

● 第三者機関の意義

- 個人情報保護法制の執行に、**自主性・独立性を保証された第三者機関**が関与すべきとの意見については、**社会保障・税番号制度の検討における議論を参照しつつも、個人情報保護法制の全体像を視野に入れた構想として、具体的な在り方や想定される効果等を検討する必要あり。**
- **社会保障・税番号に係る個人情報との関係で設置が検討されている第三者機関に、番号以外に係る個人情報についても苦情の受付や制度運用の監督を行う権限を与えるべきとの意見については、個人情報保護法制の全体像を視野に入れた構想における選択肢の一環として、検討する必要がある。**
- **個人情報保護法上の主務大臣と第三者機関との間における機能配分等の整理については、番号法における議論の進展を注視しつつ、個人情報保護法制としての全体的な整合性・実効性を確保する観点から、個人情報保護法の在り方についても検討する必要がある。**

6-8. 個人情報保護法見直しの動き(3)

総論：個人情報保護法制の全体構想

内閣府 消費者委員会 個人情報保護専門調査会
報告書（平成23年7月）より抜粋

●個人情報保護法制の趣旨と保護法益

- 「特定の個人を識別することができる」(個人情報保護法第2条第1項)という要件の解釈がわかりづらく、法の趣旨にも誤解が生じているとの意見について、法施行後における情報流通手段の変化・情報サービスの展開も踏まえつつ、個人の人格的、財産的な権利利益の侵害を未然に防止しようとする法の趣旨に照らして、対応を検討する必要がある。
- 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかと、いった懸念については、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由を含む基本的人権の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも踏まえつつ、個人情報保護法の保護法益との関係を検討する必要がある。

6-9. 個人情報保護法見直しの動き(4)

各論：個人情報保護法制の点検・調整

内閣府 消費者委員会 個人情報保護専門調査会
報告書（平成23年7月）より抜粋

●個人情報取扱事業者の範囲

- 個人情報取扱事業者の要件について個人データによって識別される特定の個人の数による裾切りを行うことに疑問を呈し、**少なくとも段階的に5,000** というしきい値を引き下げていくべきとの意見もあることを踏まえ、**現行要件の妥当性及び変更する場合に想定される影響等について検討する必要がある。**

●安全管理措置の水準

- 事業者等は、事故を未然に防止するための措置のほか、事故が発生した場合の二次被害の拡大を抑止するための対策として、**暗号化をはじめとした適切な技術的保護措置等**を講じることが望ましいが、この点について個人情報保護法制上どのように事業者等の取組を促進することができるか、**検討する必要あり。**

6-10. 個人情報保護法見直しの動き(5)

各論：個人情報保護法制の点検・調整

内閣府 消費者委員会 個人情報保護専門調査会
報告書(平成23年7月)より抜粋

●国際的な整合性

- 個人情報保護制度の国際的な整合性については、我が国の法制度に対する国際社会の理解を求めていくとともに、国外で活動する事業者等のニーズも踏まえつつ、協調の在り方を検討する必要がある。
- OECDやAPEC等で取組が行われている越境執行協力への対応については、引き続きその進捗状況を確認する必要がある。

●特定分野の運用【格別の措置とガイドラインの在り方】

- 社会保障・税番号制度が導入される場合、基本法制としての個人情報保護法との関係で、個人情報保護のための格別の措置(個人情報保護法第6条)の一部を構成する特別法として整備される可能性がある。社会保障・税番号制度の導入により、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(個人情報保護法第1条)のバランスが損なわれることのないよう、個人情報保護法制としての全体的な整合性の観点から、立法の動向を注視する必要がある。

7. 情報通信産業界としての今後の対応

7-1. 情報通信産業界としての今後の対応(1)

対応の方向性

ボーダレスな
クラウドサービスの進展

大量の情報収集や情報分析等、
情報技術の進展

個人からの
情報発信の拡大

プライバシー侵害への
意識の高まり

個人情報保護の
更なる重要性の高まり

個人情報保護と個人情報流通の有用性
のバランスが取れた情報社会の実現

国際機関や相手国との整合性

個人情報保護への技術的対応

個人情報保護への制度的対応

7-2. 情報通信産業界としての今後の対応(2)

国際機関や相手国との整合性

- 官民連携のもと、個人情報保護等の国際的議論・ルールメイキングに対する能動的・積極的関与と法制度等の整合性確保
- 越境協力の推進(政府への要望)
- 個人情報保護法の適切な執行体制の確立と運用(政府への要望)
- 情報セキュリティ等に関する内外のルールの動向フォローと遵守

7-3. 情報通信産業界としての今後の対応(3)

個人情報保護への技術的対応

- ・ 暗号化や匿名化、統計処理などの技術的保護策の向上と普及
- ・ その他情報セキュリティ技術の向上と普及

7-4. 情報通信産業界としての今後の対応(4)

個人情報保護への制度的対応

【対外的】

- ・ EUデータ保護指令の十分性認定への対応(第三者機関の検討等)
- ・ 当面はEUデータ保護指令の見直しのフォロー

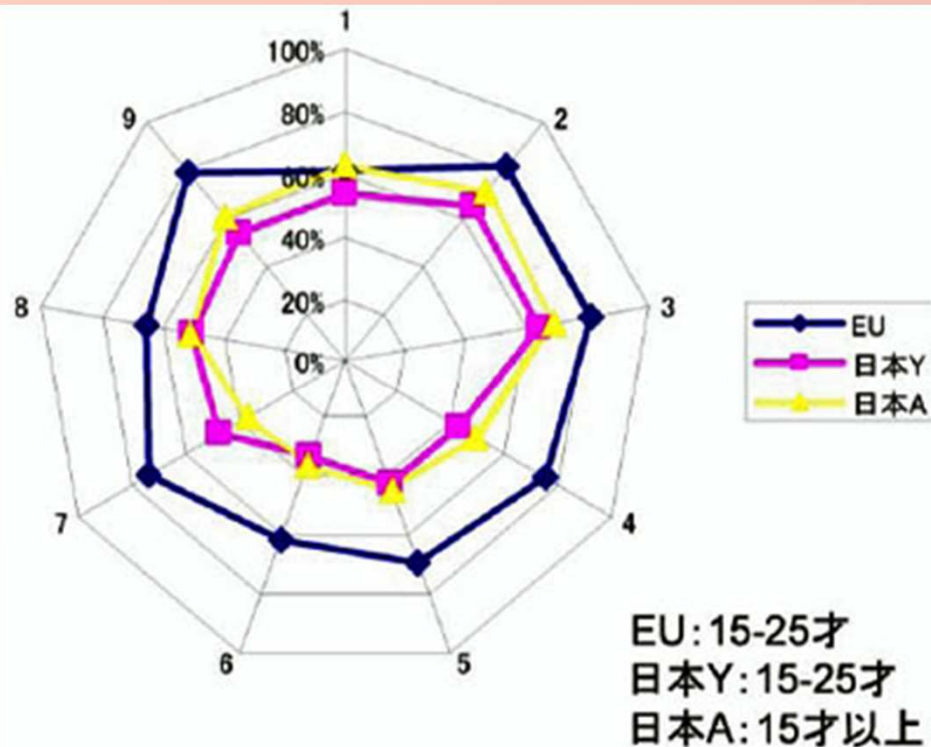
【対内的】

- ・ 個人情報保護法見直し動向のフォロー、また、それとも関連の深い、社会保障と税の共通番号制度のフォロー

【ご参考】プライバシー懸念のリスクの認知と受容の調査

ネット上のサービスを利用する際の個人のプライバシー懸念の認知状況

- 日本人のリスク認知状況は高いが、EU市民の方がよりリスク認知が高い。



- 1.企業は、私について、プライバシーだと思う情報を保有している
- 2.私の個人情報、私の知らないところで使われている
- 3.私の個人情報が私の合意なしで第三者間で共有されている
- 4.いろいろなところから個人情報を集めて、私がどんな人であるかという情報が形成されている
- 5.オンラインでは、個人情報によって、私の考えていることや行っていることがゆがめて伝わる場合がある
- 6.オンラインでは、個人情報によって、私は、評判が悪くなっているかもしれない
- 7.オンラインでは、第三者が私になりすます危険にさらされている
- 8.オンラインにある個人情報によって身の危険にさらされる場合がある
- 9.オンライン金融詐欺の被害にあう場合があります

情報処理推進機構 (IPA) 調査より

<http://www.ipa.go.jp/security/economics/report/eid201008.html>

ご静聴有難うございました。

END

JEITA

Japan Electronics and Information Technology Industries Association